

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国と
ベルギー王国との間の条約を改正する議定書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	議定書の内容	一
三	議定書の実施のための国内措置	一

一 概説

1 議定書の成立経緯

近年の世界経済の急激な減速に伴い、各国の税収確保の観点から、租税に関する透明性の確保に消極的とされる国及び地域との間で租税に関する情報交換の枠組みを整備し、及び拡充することの重要性が増している。このような情勢を踏まえ、両政府は、平成二十一年（二千九年）十一月以降、昭和四十三年（千九百六十八年）三月二十八日に東京で署名された我が国とベルギー王国との間の現行租税条約（以下「現行条約」という。）の情報交換に係る規定（第二十六条）を見直すための交渉を行ってきた。その結果、現行条約を改正するための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十二年（二千十年）一月二十六日にブリュッセルにおいて、日本側横田在ベルギー大使とベルギー側レンデルス副首相兼財務大臣との間でこの議定書の署名が行われた。

2 締結の意義

この議定書は、現行条約の情報交換に係る規定を国際標準であるOECDモデル条約に沿った内容に改めるものである。これにより、両国間での租税に関する情報交換がより実効的に行われることとなり、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待される。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文三箇条及び末文から成り、その内容は、次のとおりである。

1 現行条約第二十六条を改め、両締約国の権限のある当局が、条約の規定の実施又は両締約国若しくは日本国の地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報を秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。（第一条）

2 現行条約の不可分の一部を成す議定書3の次に3A及び3Bを加え、現行条約第二十六条の規定は、ベルギーの地方公共団体が課する租税に関する法令の規定の運用又は執行に関連する情報の交換であつて、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するものについて適用することを定めるとともに、銀行等が有する情報を入手するために、ベルギーの税務当局は、情報を開示させ、かつ、調査及び聴取を行う権限を有すること等について規定する。（第二条）

3 この議定書の効力発生について定める。(第三条)

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の規定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。